

第52回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和3年6月23日（水）午後3時00分～午後5時00分 新発田市役所6階 会議室601	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・議事 （1）抽出工事等の審議について （2）第53回委員会開催に伴う抽出委員の指定について （3）その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席) 委員 海藤 隆之 (弁護士) (出席) 委員 若桑 昭男 (公募委員) (出席) 委員 岡村 愛子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	令和3年1月1日～令和3年4月30日	
抽出案件	10件（対象工事総件数18件）	
制限付 一般競争入札	9件	<ul style="list-style-type: none"> ・教整第5号 中学校特別教室エアコン設置（その1）工事 ・教整第3号 小学校特別教室エアコン設置（その1）工事 ・教整第6号 中学校特別教室エアコン設置（その2）工事 ・教整第4号 小学校特別教室エアコン設置（その2）工事 ・受託第11号 紫雲寺保育園空調設備改修工事 ・道新第1号 豊町1号線改良工事 ・下補防第1号 新発田北部処理分区新栄町中継ポンプ場汚水ポンプ設置工事 ・拡第2号 浦地区上水道整備事業に伴う配水管布設（開削）工事 ・改整第11号 配水管入替3-11工区（開削）工事
公募型 指名競争入札	0件	

	通常 指名競争入札	0件	
	随意契約	1件	・集維持第1号 石喜第6中継ポンプ制御盤更新工事
委員からの意見・質問、 それに対する回答		別紙のとおり	
委員会による意見の具 申内容		特になし	
その他		傍聴者3名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>① 第3三半期の契約等の状況</p> <p>追加資料1、2において工事種別ごとの落札率一覧が提示され、理解しやすい資料となっている。</p> <p>コロナ禍では品質管理が重要になると考える。今回は総合評価落札方式での入札がなく、今後も積極的に取り組んでいただきたい。また、総合評価落札方式は金額によって採用するかを決めると考えていたが、規定と現実が合っていないようだ。現状と規定が一致するように改正した方が良い。</p> <p>談合に関する情報は、県内で1年に1件程度公になっている。談合のリスクは常にある。談合が発覚した市町村の再発防止報告書には有意義な情報が記載されているため、参考にしていただきたい。</p> <p>パソコンにアクセスした履歴のチェックや入札に関する情報へのアクセス権強化も有効であろう。入札に関わる全ての職員の意識の持ち方が重要であり、研修が必要である。</p> <p>業者との打ち合わせは1対1で行ったり、別室で行ったりはしているか。あれば改善してほしい。</p>	<p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>検討課題としたい。</p> <p>県内でも官製談合があった。当市では予定価格は紙で管理しており、決裁権者のみが見ることができる。官製談合は犯罪行為であり、県内の官製談合発覚後もすぐに庁内で通知を出した。</p> <p>新発田市では、公正取引委員会から講師を招き、2年に1度談合防止のための研修を開催している。</p> <p>業者は、カウンターより先の執務室に入ることにはできない。打ち合わせをカウンターで行うのであれば職員の間がある。工事に入る前の打ち合わせには、業者から数名、市担当者として3名程度出席する。その後の詳細な打ち合わせでは、事務室の打ち合わせスペースで行うため、こちらも職員の間がある。1対1での打ち</p>

意見・質問	回答
<p>資料2ページ管工事及び舗装工事の落札率と7ページの落札率に不一致があるが誤りではないか。</p> <p>② 随意契約案件</p> <p>制御盤全てを交換したのか。</p> <p>随意契約の落札率はほぼ100%であることが気になる。理由があるとはいえ、独占禁止法にかかることはないか。</p> <p>独占禁止法との関係を検討する以前に、地方自治法に基づく随意契約要件に当てはまる工事なのかを精査する必要がある。地方自治法に定められている以上、随意契約は必要な契約の方式であると考えられる。</p> <p>・追加資料1 工種別落札率の推移及び資料2 令和2年度少数入札者案件一覧</p> <p>入札参加申し込みを行ったが、入札を辞退した業者が多いと感じた。</p> <p>このような資料が入札監視委員会で提示されたのは初めてであると思うが、分析をして今後の入札制度に活用していただきたい。</p>	<p>合わせが行われることはほぼない。万が一その打ち合わせスペースで1対1になることがあったとしても、打ち合わせ記録簿を作成しており、工事担当課内で確認をすることになっている。</p> <p>確認し後日回答する。</p> <p>・事務局及び工事担当課から資料に基づき説明</p> <p>制御盤の中身全てを更新した。</p> <p>随意契約については地方自治法に規定されており、独占禁止法には記載がない。該当工事を行うことができるのは1者のみであり、見積りの提出も1者しか行うことができないため、その見積額が予定価格になる事が多い。まれに業者が、本見積で価格を下げてくることもあるがほんの少額である。今回の案件は、緊急により停止することのできない施設であり、地方自治法の規定により随意契約を行ったものである。</p> <p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>令和2年度少数入札者案件一覧においてCランクの工事は入札参加業者が少ない傾向がある。Cランクは業者の規模が小さく、技術者の数も少なく、全体に占める業者数も少ないことから入札参加者が少ないと考えられる。入札参加数の少ないAランク工事もあることから</p>

意見・質問	回答
<p>③ 一般競争入札案件</p> <p>今回の案件抽出理由について説明する。特別教室エアコン設置工事を4件選択した。同種工事においてどのような業者が参加し行われたのか傾向を検討するためである。紫雲寺保育園空調設備改修工事は、今回の対象案件の中で契約金額が最も高額である。豊町1号線改良工事は、入札者数が3件と少ないため選択した。新発田北部処理分区新栄町中継ポンプ場汚水ポンプ設置工事は落札率が98%と高いため選択した。</p> <p>同種の特別教室エアコン設置工事において、学校の作りに大差はないと思うが契約金額が大きく異なるのはなぜか。</p> <p>特別教室という名のとおり、教室の仕様が大きく異なる場合もあると考えられる。詳細は、仕様書を確認してもらうこととする。</p> <p>特別教室エアコン設置工事は、前回の検討対象であった小中学校LAN設置工事と共通する部分がある。ランクA又はBは、登録業者はそれなりに数があるが5、6者の参加にとどまっている。また、4つの工事があるが1社が2工事ずつ契約している。この結果を見て世論の理解が得られるか考えていただきたい。予定価格との金額差が少ない、落札率が高いというのは、世間一般から見て談合が疑われる可能性がある。</p> <p>現在、新発田市と業者の会合は開催されているか。</p>	<p>引き続き分析が必要である。</p> <p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>設計書を確認する。</p> <p>談合とは判断できないが、他市町村の事例を見ながら検討していきたい。</p> <p>契約検査課と業者の会合及び工事担当課と業者の会合は開催されていない。建設業協会からの申し入れがあれば数年に1度意見交換会</p>

意見・質問	回答
<p>入札監視委員会の内容は、ホームページで公開しているが、その内容が話題にあがることにより業者への抑止力になるのではないか。検討していただきたい。</p> <p>入札監視委員会としては、落札率や入札参加業者数において気になる部分があったとしても談合の可能性があるとしか検討できない。</p> <p>(事務局)</p> <p>新発田市が業者を呼び、談合の疑いがあると伝えることは可能なのか。</p> <p>(委員)</p> <p>呼び出して話を聞くことは、法的に問題はない。ただし、落札率の高さや予定価格と入札金額が僅差であることにより談合の疑いがあると判断するのも早計であると感じる。</p> <p>(事務局)</p> <p>公正取引委員会は、談合が発生した場合課徴金を課す。申し出順により、課徴金が軽減される。それほどに談合を発見するのは難しいことである。また談合を疑うことで、名誉棄損に該当することはないか。</p> <p>(委員)</p> <p>個別に聞き取りを行うことは名誉棄損には当たらないが、根拠が乏しい状況で聞き取りを行うことは、違法ではないが適切ではないと感じる。</p>	<p>を開催することもある。また業者全者が参加するわけではない。</p> <p>周知方法に工夫の余地があるため検討する。</p>

意見・質問	回答
<p>(事務局)</p> <p>そのような疑いをかけることで、業者が入札への参加を躊躇することも考えられるため難しい。入札という制度ができて以来、談合は永遠の課題である。重要な課題であるため検討を進めたい。</p> <p>談合防止には新発田市職員の意識や入札に関する知識が重要であるため積極的に研修を開催していただきたい。</p> <p>特別教室エアコン設置工事も前回審議対象の小中学校LAN設置工事も、入札参加申請は複数行っているが、各工事で落札者が1者ずつ割り振られているように見えることに違和感がある。また、入札日を同日に4件行ったのは、緊急性や予算上の制約があつてのことか。</p> <p>ランクはA又はBと登録業者はそれなりに数があるが5者に指定したのには理由があるか。</p> <p>新発田北部処理分区新栄町中継ポンプ場汚水ポンプ設置工事は、予定価格内の入札が1件のみであり予定価格の決め方に疑問を感じる。また、最低制限価格が低すぎるのではないか。</p> <p>浦地区上水道整備事業に伴う配水管布設(開削)工事は、予定価格と入札金額との差が少なく、落札率が高いことから予定価格が推測できる状況ではないかと感じる。</p> <p>毎回、随意契約について同様の質問が出ている。資料に地方自治法上での理由を追記していただきたい。</p>	<p>国からの補助金を申請するためには、契約日の期限が決められており、同日4件の入札を行った。</p> <p>ランクはA又はBは市内に17者ある。参加を希望した業者が5者であり、市が指名したわけではない。</p> <p>機械器具設置工事は最低制限価格が低くなる傾向がある。最低制限価格の算出根拠を確認し後日回答する。</p> <p>了承した。</p>

意見・質問	回答
<p>(2) 第53回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>(3) その他 第53回委員会開催日程について</p> <p>4 閉会</p>	<p>第53回委員会の抽出は藤本委員とする。</p> <p>第53回委員会は、令和3年10月20日(水)15時開催とする。(会議室501) (後日、調整により開催日時は令和3年10月13日(水)15時開催 5階会議室501となった。)</p>